

令和4年3月4日

法務大臣
古川 禎久 様

一般社団法人介護人材政策研究会
代表理事 天野 尊 明



外国人介護人材の入国受入れについて（要望）

介護分野においては、我が国の介護に関する資格の取得や高度な技能の移転、深刻な人材確保難の改善等を目的に、海外諸国から人材の受入れが進められているところです。

しかしながら、令和2年初頭から続くコロナ禍における水際対策により、国（送り出し側・受入れ側）・現場（介護事業者・人材）同士の高い期待に反して、その入国が厳しく制限されてきたことにより、▽我が国介護現場での就労を志した外国人材が、他国・他分野へ流出する、▽先行きの読めない状況から介護事業者の間で外国人介護人材の受入れを敬遠する声があがる等、新たな課題が様々に表出しています。

その一方で、特にオミクロン株の蔓延による新型コロナウイルス感染症の第6波が到来したことにより、介護現場の疲弊は再度ピークに達し、人材不足問題が過熱している状況が続いています。

我が国の介護分野では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」で「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」と規定されたサービス種別をはじめ、あらゆる介護施設・事業所で極めて厳密な感染症対策がとられています。また、外国人材の受入れについては、在留資格「介護」はもとより、経済連携協定（EPA）や技能実習、特定技能いずれの枠組みによる入国・就労（研修）であっても、所属及び監理が明確にされており、外国人介護人材の受入れが更に大きな感染リスクを生むことは現実的に考えにくいものと言えます。

つきましては、すでに政府において水際対策の緩和が進められていることを前提に、エッセンシャルワーカーである介護人材の力を維持するという意味においても不可欠と考えられることから、入国後十分な隔離期間を置くことおよび受入れ事業者による確実な感染対策を講じることを条件に、以下の点について要望いたします。

- （1）現状においては、1日あたり5,000人の枠に留まらない積極的かつ幅広い外国人介護人材の入国受入れ
- （2）新型コロナウイルス感染症の第7波、または同等の感染症が発生した場合の水際対策における安定的な外国人材入国受入れの維持を可能とするあり方の検討